

旧姓の通称使用の拡充を周知し、第5次男女共同参画基本計画に沿った政策の推進を求める意見書

女性の社会進出が進み、婚姻後も仕事を続ける女性が増えている。女性の就業状況は、平成24年から令和4年までの10年間で、就業者数は約370万人増加し、就業率も46.2%から53.0%と6.8ポイント増加している。

これに伴い、婚姻後も旧姓の通称使用を希望する人が増えており、令和4年に横浜市が実施した男女共同参画に関する市民意識調査においても、通称として旧姓使用が可能な範囲で広がる方がよいという考え方に賛成、どちらかといえば賛成と回答した割合が約8割に上った。

令和2年12月に政府が閣議決定した第5次男女共同参画基本計画では「婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることをないように、引き続き旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組む。」ことが明記されており、各省庁では既に、免許証、パスポート等について旧姓併記ができるように改めている。

一方で、旧姓の通称使用が法律に基づいていないために、民間公益法人の資格や金融機関の口座開設など通称使用を認めていないケースがある。また、第5次男女共同参画基本計画及び女性活躍・男女共同参画の重点方針2023ではプライム市場上場企業を対象とした女性役員比率に係る数値目標等を設定しているが、特に女性が指導的地位に就く場合等において、金融機関等での旧姓の通称使用が認められていないがゆえに実際に不便を生じる事例もある。

よって、国におかれては現状に合った旧姓の通称使用拡充のための法整備など、現実的な制度の導入を求める。

ここに横浜市会は、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月21日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

宛て

横浜市会議長

瀬之間 康 浩